

## 第 1 章 これまでの経緯

### 1 国の動向

国は、平成 5 年に障害者基本法を改正し、精神障害者も障害者として明確に定義した。また、平成 17 年には障害者自立支援法が成立し、翌年度には身体、知的、精神の 3 障害のサービス提供主体が区市町村に一元化された。さらに、平成 23 年 7 月に、「がん」「脳血管疾患」「心疾患」「糖尿病」に「精神疾患」を加え、5 大疾病とする方針を決定した。

精神疾患の患者数は、他の 4 つの疾病よりも多く、平成 26 年に厚生労働省が実施した「患者調査」によると、精神疾患を有する総患者数は、平成 20 年の約 323 万人から平成 26 年には、約 400 万人となり、その数は年々増加している。また、同調査によると平成 26 年に精神病床に 1 年以上入院している患者は全国で約 18.5 万人に上り、精神障害者や精神疾患患者等の地域生活への移行及び地域生活の支援等が課題となっている。

平成 26 年 4 月には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）の改正に伴い、精神科病院の管理者に、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者の設置や、入院者や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う地域援助事業者との連携を義務付ける等、医療保護入院時から地域との連携を強化する仕組みが動き始めている。

さらに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」（資料編 P 50 参照）を進めており、平成 30 年度よりその実施主体を、特別区や保健所設置市等に拡大した。また、都道府県知事が行政処分として決定する精神障害者の措置入院については、退院の決定も同様の取扱いであることから、退院後支援について地方公共団体が入院中から病院と協力しつつ検討していくことが必要と考えられる。そのため、国からは現行法下で実施可能な、自治体を中心となった退院後支援の具体的な手順を整理した「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」（以下、「退院

後支援ガイドライン」という。資料編 P 5 1 ~ 5 2 参照) が示された。

## 2 世田谷区の状況とこれまでの主な取り組み

精神障害者の状況として、精神障害者保健福祉手帳所持者が過去 5 年間、毎年増加しており、また、自立支援医療費(精神通院医療)認定件数も増加するなど、区においても精神疾患を有する方々の増加傾向がみられる(年次推移の詳細については、第 2 章 P 4 参照)。

区では、精神保健施策として精神保健福祉法に基づく医療保護入院等の措置に加え、保健師活動によるこころの健康づくり、精神障害者や精神疾患等々の地域生活の支援及び社会復帰への意欲向上等を図る精神障害者生活指導(デイケア)を実施している。

また、思春期から成人、高齢に至るまでのライフステージごとに対応した様々な相談窓口を開設したほか、精神障害等に対する理解の向上や精神疾患の発症予防など、多様なテーマで広く区民に精神障害や精神疾患を知っていただく取り組みも進めている。

特に、平成 2 5 年の障害者総合支援法の施行以降は、法に基づく訪問系サービスの充実やグループホームの整備などの居住支援や地域生活を支える相談支援の強化に加え、就労支援の充実や社会参加への契機の一助として、平成 3 0 年度には区独自の心身障害者福祉手当の対象を精神障害者(児)へも拡大した。

また、第 4 期障害福祉計画(平成 2 7 年度~平成 2 9 年度)において定めた成果目標である「入院中の精神障害者の地域生活への移行」については、東京都による精神障害者地域移行促進事業・世田谷区精神障害者退院促進支援事業などの退院促進に向けた事業を展開している。さらに、世田谷区自立支援協議会地域移行部会においては、参加する関係機関が相互に定期的に情報共有や意見交換を通じた連携を図り、精神科病院からの退院促進及び、退院後の地域生活の支援を継続的に実施できる体制づくりに取り組んできた。

引き続き、平成 3 0 年度の障害者総合支援法の改正により創設された新たな障害

福祉サービス「自立生活援助」を活用するなど、精神障害者や精神疾患患者等の地域移行・地域定着をめざしていく。

### 3 精神障害者施策の充実に向けて

平成25年12月に策定した梅ヶ丘拠点整備プランでは、平成32年(2020年)4月に都立梅ヶ丘病院の跡地に開設予定の「世田谷区立保健医療福祉総合プラザ」(以下、「総合プラザ」という。)に移転する世田谷区立保健センター(以下、「保健センター」という。)において、こころの健康相談等の機能を拡充することとしている。

また、平成30年3月に策定した「梅ヶ丘拠点整備に伴う世田谷区立保健センター事業実施方針」では、移転後の保健センターの機能の一つとして、「こころの健康相談(精神保健)」等の機能強化を掲げ、「こころの相談機能の整備」「こころの健康講演会、セミナー」「こころの健康づくりのための人材育成」を実施することとした。

このような背景を踏まえ、学識経験者や医療関係者等で構成する「こころの相談機能等の強化検討専門部会(以下、「専門部会」という。)(平成29年6月設置、資料編P31～32参照)において、平成30年12月までの間、精神障害者施策の充実に向けた具体的な検討を進めてきた。

#### 梅ヶ丘拠点整備とは

区では、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現をめざし、都立梅ヶ丘病院跡地(松原6-37)の一部を取得し、保健医療福祉の全区的な拠点として「身近な地域のサービスをバックアップ・補完する機能」と「今後の取り組みをリードしていく先駆的機能」の役割を果たすため、「相談支援・人材育成機能」、「健康を守り、創造する機能」、「高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能」や「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」の4つの機能を整備します。

現在、「総合プラザ」(区複合棟)が平成32年(2020年)4月の開設、民間施設棟が平成31年(2019年)4月の開設に向けて、建設工事を進めています。